

令和2年2月20日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
委員	古濱 薫 (代理)	
〃	上村 和子 (代理)	議長	石井 伸之
〃	藤江 竜三	副議長	望月 健一
〃	住友 珠美		

○欠席委員

副委員長	稗田美菜子	委員	藤田 貴裕
------	-------	----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	藤崎 秀明
副市長	竹内 光博	行政管理部長	雨宮 和人

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第1回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
 - ① 会期、日程(案)について
 - ② 議事日程(案)について
 - ③ 予算特別委員会の運営について
 - ④ 市長施政方針表明に対する会派代表質問について
- (2) 議案、請願・陳情等の取り扱いについて
 - ① 議案等について
 - ② 請願・陳情について
 - ③ 追加議案について
 - ④ 各常任委員会への報告事項について
- (3) 議員提出議案の提出期限について

2. 懸案事項について

午前10時7分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。第1回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。この際、御報告いたします。藤田貴裕委員及び稗田美菜子委員より欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。なお、議会運営委員会内規第5条に基づき、代理委員として古濱薫議員及び上村和子議員に御出席をいただいておりますので、御了承をお願いいたします。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 それでは、まず最初に、議長より御挨拶をお願いします。

○【石井伸之議長】 皆様、おはようございます。第1回定例会に向けた議会運営委員会にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。コロナウイルス等の問題、また、花粉等の問題、さまざまな問題等、いろいろ抱えている方がいらっしゃるかと思いますが、しかし、本日の天気のように、この第1回定例会、晴れ晴れとした気持ちで迎え、そして、無事に終了することができるように、本日の議会運営委員会の協議、どうぞよろしく願いをいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は、令和2年第1回定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、感謝申し上げます。着座にて失礼いたします。

今回の提出予定案件でございます。最初に報告等についてですが、庁用車の接触事故の和解に伴う専決処分事項の報告について1件がございます。

次に、条例案でございます。国立市施策等評価委員会条例案外全部で6件を提出させていただいております。

次に、規約案等についてですが、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、及び東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2件を提出させていただいております。なお、広域連合規約の変更については、初日即決の取り扱いをお願いいたします。

次に、補正予算案についてですが、令和元年度国立市一般会計補正予算（第6号）案の外、特別会計を含め全部で5件の補正予算案を提出させていただいております。また、令和2年度の新年度予算案につきましても、一般会計及び各特別会計も含め、全部で5件を提出させていただいております。

次に、追加提出案件ですが、国会に提案中の地方税法等の改正の公布がされ次第、関連部分の改正について、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案を追加議案として提出させていただく予定でございます。

また、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件の勤務条件に関する条例案につきましても、調整がつき次第、追加議案として提出させていただく予定でございます。なお、その際には、令和元年度国立市一般会計補正予算（第7号）案の外、特別会計も含め、全部で5件の補正予算案につきましても追加議案として提出させていただく予定でございます。

さらに、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について、並びに国立市固定資産評価審査委員会

委員選任の同意について、及び国立市総合オンブズマン委嘱の同意についてが2件、全部で4件の人事案件につきましては、準備が整い次第、追加議案として提出させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 第1回定例会の議事運営について

(1) 会期、日程（案）等について

① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、第1回定例会の議事運営について。(1)会期、日程（案）等について①会期、日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、会期、日程（案）について御説明を申し上げます。市長提出議案等でございますが、専決処分事項の報告、新規条例の制定及び条例の一部改正、公平委員会及び広域連合規約の変更並びに補正予算案及び新年度予算案で、合計21件でございます。

次に、請願・陳情でございますが、今回請願はございません。陳情が7件提出されております。そのうち郵送分が2件でございます。郵送による陳情につきましては、先例及び委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準に基づきまして、その写しを各会派へ御配付いたしております。そのほか、令和元年第4回定例会で継続審査となっていた陳情が1件ございます。

次に、一般質問の通告者ですが、20名でございましたので、4日間で行います。第1回定例会は、会期中の2月28日金曜日に市長施政方針表明に対する会派代表質問を初め、予算特別委員会及び新年度予算に対する会派代表討論を行いますので、会期を2月26日水曜日から3月26日木曜日までの30日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和2年国立市議会第1回定例会日程表について御説明を申し上げます。2月26日水曜日が本会議の初日でございます。初日は会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、市長施政方針表明、議案等上程・委員会付託、採決まででございます。

27日木曜日は休会とし、28日金曜日は市長施政方針表明に対する会派代表質問を行います。

29日土曜日と3月1日日曜日は休会とし、2日月曜日から一般質問に入り、通告者は20名でございましたので、2日月曜日から5日木曜日までの各日5名の割り振りで行うこととなります。

6日金曜日から8日日曜日までは休会とし、9日月曜日から12日木曜日までの4日間は予算特別委員会を予定しております。13日金曜日は付託事件審査のための議会運営委員会とし、14日土曜日と15日日曜日は休会といたします。

16日月曜日が総務文教委員会、17日火曜日が建設環境委員会、18日水曜日が福祉保険委員会でございます。19日木曜日から25日水曜日までは、最終本会議に向けての議事整理や議会運営委員会の開催等で休会とし、26日木曜日を最終本会議とする日程案でございます。

なお、24日火曜日には、最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催したいと考えております。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 議事日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②議事日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（案）について御説明を申し上げます。お手元の議事日程（第1号）をごらん願います。議事日程は、前例に倣い、配列をいたしております。初日の議事日程につきましては、日程第29、陳情第4号の委員会付託までで散会し、2月28日金曜日は日程第30、市長施政方針表明に対する会派代表質問を行います。3月2日月曜日から日程第31、一般質問に入るという案でございます。以上でございます。御協議のほど、よろしく願います。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



③ 予算特別委員会の運営について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、③予算特別委員会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、予算特別委員会の運営について御説明をいたします。新年度予算は先例により副市長から提案説明を受けた後、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託する扱いとなっております。

正副委員長につきましては、令和元年12月24日に開催されました会派代表者会議で前例に倣って選出することを確認しており、委員長に藤江竜三議員、副委員長に住友珠美議員が推薦されております。特別委員会設置後、議長が指名し、会議に諮るという扱いとなります。委員会の日程及び運営方法につきましては、お手元に御配付いたしております予算特別委員会日程（案）及び確認事項（案）のとおり実施したいと思いますので、御確認をお願いいたします。委員席につきましては、おおむね前例のとおりとしてございます。

なお、最終本会議で行う会派代表討論の順番は、予算特別委員会終了後、抽せんにより決定をいたしたいと存じます。以上でございます。御協議のほど、よろしく願います。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 虹の中で問題提起が生まれて、ちょっと話し合っているんです。まだ、虹としてまとまってはいませんけれども、今、コロナウイルスがはやっていて、たくさんの人混みというものに対して、やはり配慮をしないといけないという状況が一つあります。特に予算特別委員会って、この部屋の中に、議員は比較的、空間を持って座れているんだけど、常任委員会もそうなんです。課長さんたちがひしめき合ってぎっしりした状態で座っておられることに対するやはり懸念ですか、そこが本当に職員さんの環境としてどうなんだろうかという懸念の声が上がりました。

そこで、議会としてどう考えるかということもあるのだけれども、できるだけ、もちろん皆さんマスクをしたりとか配慮されるんでしょうけれども、無理のない、職員の健康に配慮した形での職員出

席のあり方についてというものを、やっぱり特別に考える必要があるんじゃないかというような意見が虹では出ています。結論が出たわけではありません。だから、この状態で意見として伝えます。

それと、私は個人的には自分がせきぜんそくを持っているので、実は人混みの中でせきをすると、すごくためらうんですね。せきすること自体が申しわけないような気になったりとかして、それも相当のストレスでして、ここは飲み物を認められているのですが、皆さんに私はせきぜんそくです、うつしませんって言わないといけないような気持ちのストレスを感じます。だから、私もそういう意味でのストレスは感じているので、この状況の中でパニックをみんな起こさないで、安心して議論できる環境づくりを、やっぱりちょっと特別でも今回は市長部局と議長とで相談しながら、議会は議会としてやったほうがいいのではないかと思うのですが、とりあえず意見です。こうしたほうがいいというのは、ちょっと虹でも答えが出ていませんので、虹の意見として、プラス上村の追加でお伝えしておきます。

○【石井伸之議長】 大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。今、虹さんの意見としていただきましたコロナウイルス、たしか2月18日現在で73症例とかという厚生労働省のホームページにあった記載のほうを、私、記憶をしているところです。今後どれだけこのコロナウイルスが実際に拡大をし、そして、感染がどこまで広がっていくかというところをしっかりと防止をして、予防していく、これがやはり国立市議会としても責任あるものというふうに感じております。

そういった中で、どこまでの対策ができるのかというところを正副議長と、そして、局長で、ちょっとこの後、終わった後、すぐ協議をして、また、できるところ、できないところはあるかと思えます。その中で最大限、議会としてできる範囲のことをしっかりと対応していきたいと考えておりますので、またどうぞよろしく願いいたします。

○【小口俊明委員】 今の虹のほうからの御意見を受けとめられて、議長が対応ということで、早速の素早い反応で非常に頼もしいなど、ありがたいなというふうに思ったところであります。

虹さんの御意見を聞いて、今、職員の状況ということがありました。加えて委員会等については、本会議も同様かもしれませんが、傍聴の方もいらっしゃるということも含めて、どのような対応かというのは気になるころではあります。これは私の個人の意見であります。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ議会事務局長の説明のとおり、また、上村委員からの御意見をいただき、また議長のほうから、それに対するいろいろな思いを語っていただきましたので、この先、よろしく願いいたします。



④ 市長施政方針表明に対する会派代表質問について

○【高柳貴美代委員長】 それでは続きまして、④市長施政方針表明に対する会派代表質問について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、市長施政方針表明に対する会派代表質問につきまして御説明をいたします。市長施政方針表明に対する会派代表質問の会派ごとの質問時間は、先例により決まっております。質問時間につきましては、自由民主党及び社民・ネット・緑と風が25分、日本共産党及び公明党がそれぞれ20分、新しい議会が15分、1人会派の方々は10分でございます。質問の順番は本日の議会運営委員会終了後、抽せんにより決定をいたしたいと存じます。以上でございます。御協議のほど、

よろしくお願ひいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案、請願・陳情等の取り扱いについて

① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案、請願・陳情等の取り扱いについて、①議案等について、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取り扱いと付託先について御説明を申し上げます。

初めに、議案等の取り扱いについて御説明をいたします。日程第5、報告第1号専決処分事項の報告についてにつきましては、地方自治法の規定により報告を受ける扱いとなります。日程第12、第7号議案東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、及び日程第13、第8号議案東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきましては、先例により即決の扱いでお願いしたいと存じます。

次に、日程第24、議員提出第1号議案国立市議会会議規則の一部を改正する規則案については、議長の諮問を受け、議会運営委員会で答申した内容でございますので、即決の扱いで取り扱いをお願いいたします。

次に、議案の付託先について御説明いたします。お手元に御配付してあります付託事件一覧表をごらん願います。第1号議案及び第2号議案は総務文教委員会、第3号議案から第6号議案までは福祉保険委員会、第9号議案令和元年度国立市一般会計補正予算(第6号)案は各常任委員会になります。第10号議案令和元年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案は福祉保険委員会、第11号議案令和元年度国立市下水道事業特別会計補正予算(第3号)案は建設環境委員会、第12号議案令和元年度国立市介護保険特別会計補正予算(第3号)案及び第13号議案令和元年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案は福祉保険委員会になります。

次に、第14号議案令和2年度国立市一般会計予算案から第18号議案令和2年度国立市下水道事業会計予算案までの5件の令和2年度各会計予算案につきましては、一括して予算特別委員会となります。

議案の付託先は以上のとおりでございますが、議案等の取り扱いを含めまして御協議のほど、よろしくお願ひいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②請願・陳情についてに入ります。ここで令和元年陳情第35号の取り扱いについて、特定の個人に係る情報等がありますので、それに対して御意見を承りたいと思います。小口委員。

○【小口俊明委員】 今、委員長のほうからお話のありましたこの当該の陳情第35号であります。特定の個人に関する情報ということでもあります。私ども国立市議会議会運営委員会におきましては、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準ということで、郵送等の陳情に対する対応、そしてまた、それ以外のものということで基準を持っているわけでもありますけれども、この中で、第2条第2項のところに規定をしているところでもあります。

この中では、個人のプライバシーを侵害すると認められるものというようなことも含まれておりまして、また、トータルとして議会運営委員会が各委員会への付託等になじまないと認めたものということが定められております。

この取扱基準に照らして考えますと、この陳情第35号につきましてはこれに相当し、委員会への付託等にはなじまないだろうと、このように判断をしているところでもあります。

○【上村和子委員】 この陳情についてですが、先ほど小口委員もおっしゃったとおり、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準、これに沿って考えなくてはいけないわけですがけれども、この陳情の中で、議員が特定されていること。そして、その内容から、その事実確認に当たっては慎重を期さなければいけないということ。そして、陳情事項で結論として、その特定議員に再考を求めるといような、陳情としては求める内容が陳情の目的に合致していないというふうに思いますので、この陳情の取扱基準の第2条第2項に沿って、委員会への付託等にはなじまないというふうに私も思い—。虹としての結論を今言うことはできません。けさ見たので、私としては委員としてなじまないと思います。

○【住友珠美委員】 陳情第35号につきまして、さきの小口委員、上村委員がおっしゃるように、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準に照らしてみますと、やはり第2条に書いてあります第2号、個人のプライバシーを侵害すると認められるもの、そして、第6号、その他議会運営委員会が委員会への付託等になじまないと認めたものに該当するのではないかと判断いたしまして、今回のこの陳情でございますけれども、なじまないと判断させていただきたいと思います。

○【藤江竜三委員】 私どもも皆さんおっしゃるように委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準を見まして、その第2条第2項から考えますと、これはやはり委員会に付託するのはなじまないものだろうと判断いたしますので、そういったことで進めていければと考えております。

○【高柳貴美代委員長】 ほかに。（「ちょっと追加していいですか」と呼ぶ者あり）はい。上村委員。

○【上村和子委員】 済みません。先ほどの委員としての発言の中に、1つ前提をつけ加えるのを忘れました。国立市議会はとても民主的に陳情に関しては取り扱っています。したがって、委員会の付託にはなじまないと判断いたしましたが、必ず議員のほうには配付がされますので、それを全ての議員が目を通します。そして、その中で各議員の判断に委ねられますので、委員会付託にはなじまないけれども、しっかり全議員の目には触れるということをちょっとつけ加えたかったんです。それを前提として委員会付託にはなじまないということを発言したかったものですから、前提を言うのを忘れましたので、追加しておきます。

○【古濱薫委員】 陳情第35号につきまして、今、他の議員からの意見がありましたように、私も委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準第2条第2項の中の第2号、個人のプライバシーを侵害すると認められるものですか、第6号、その他議会運営委員会が委員会への付託等になじまないと認めたものに該当すると考えますので、そのように取り扱っていただけたらと思います。

○【高柳貴美代委員長】 皆さんの御意見を伺いました。令和元年陳情第35号につきましては、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準第2条第2項及び先例に基づき、委員会への付託等を行わず、その写しを各会派に配付する取り扱いとすることに議会運営委員会では確認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのとおり決定をいたしました。

続いて他の請願、陳情の取り扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 まず、ただいまの陳情の取り扱いを受けまして、3月13日の議会運営委員会の開催はなくなります。日程表、議事日程等につきましては、差しかえをさせていただきます。後ほど控え室に御配付いたしますので、よろしくをお願いいたします。

請願・陳情の付託先について御説明をいたします。今回、請願はございません。陳情の付託先について御説明いたします。

陳情第1号から陳情第4号までは建設環境委員会になります。第4回定例会におきまして、閉会中の継続審査となっていました令和元年の陳情第34号につきましては、去る2月18日、総務文教委員会が開催されまして、再度継続審査となりました。初日の議事日程には登載はいたしません、今定例会中の総務文教委員会で審査をされることとなります。そこで結果が出れば最終本会議の議事日程に登載いたします。

以上でございます。御協議のほど、よろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、③追加議案について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、市長の御挨拶にもありましたように、地方税法等の一部改正に伴う国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、国会に提案中の地方税法等の改正の公布がされ次第、追加提案させていただきたいとのことでございます。

また、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件の勤務条件に関する条例案及び令和元年度国立市一般会計補正予算(第7号)案外4件の特別会計補正予算案につきましては、調整がつき次第、追加提案させていただきたいとのことでございます。これらの取り扱いにつきましては、前半の本会議までに議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として登載し、所管の常任委員会に付託する扱いとなります。なお、前半の本会議に間に合わない場合は、最終本会議の議事日程に登載し、即決の扱いとなります。

次に、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について、国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、及び2件の国立市総合オンブズマン委嘱の同意についての合計4件の人事案件につきましては、準備が整い次第、追加提案をさせていただきたいとのことございました。その取り扱いにつきましては、議長宛てに提出されましたら、人事案件でございますので、先例に倣いまして最

終本会議の議事日程に登載することとなります。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しをごらんください。報告事項は総務文教委員会が1件、建設環境委員会が2件、福祉保険委員会が4件でございます。以上のとおりでございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 最後に、(3)議員提出議案の提出期限について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 意見書、決議などの議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣い3月18日水曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。なお、福祉保険委員会での請願・陳情及び最終本会議での議決を受けて提出するものについては、この限りではないとなっているところでございます。

また、先例では意見書、決議案等について、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならぬとされてございますので、3月2日月曜日の正午までに御配付いただきますようお願いいたします。以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



○【高柳貴美代委員長】 皆様の御協力をいただき、議題1、第1回定例会の議事運営についてを終了いたします。市長を初め当局におかれましては、ここで御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

では、ここで暫時休憩とさせていただきます。

午前10時42分休憩



午前11時再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて委員会を再開させていただきます。



議題2. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、議題2、懸案事項についてに入ります。前回に引き続きまして、懸案事項の項番5、働き方改革等について意見交換等を行いますので、暫時休憩とさせていただきます。

午前11時休憩



午前11時50分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

休憩中、働き方改革について意見をより深めていただきまして、ありがとうございました。

その中で4番の委員会での出席説明員の紹介の簡略化については皆様の意見がほぼ一致していること。なので、文書で紹介にかえることができるという形をとるということでよいか。また、その場合、改選時のときの扱いについても念頭に入れてお持ち帰りをいただき、もしそれでまとまるようであればしっかりとまとめてきていただいて、次回、確認がとれる形に進めていければと考えておりますので、よろしいでしょうか。本日の協議はこの内容でとどめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。上村委員。

○【上村和子委員】 まだ虹として意見をみんなに合意を取ったわけではないんです。投げかけはしましたけれども、ここで働き方改革の中に入れるべきなのか、議会基本条例の見直しの中で入れるべきなのか、どこで取り上げればいいのかわかりませんので、この場でちょっと意見というか、追加意見みたいな形で述べさせていただきたいと思うんです。今、働き方改革については、議運の中では主に職員の負担を減らすという意味での視点での改革が進められていますけれども、翻って議員に向けたときに、虹の中には稗田議員がいらっしゃいまして、彼女は、前に議会改革特別委員会のときにも、議員の働き方改革として、女性が議員という仕事ができるようにということで、産休や育休のことも積極的に提案されていたと思うんですけれども、なかなかきちんと明確に条例等に入れ込むことができないまま、規則ですかね、そういう形で少し充実させたというところがありますが、ここに来て、やはり産休明けで復職するに当たってさまざまな困難を抱えておられることがとてもよくわかりました。

そういうことで、その稗田議員が抱えている困難さというものを、彼女1人が頑張っただけでクリアすればいいということではないように思いますので、ぜひ1つの道を開くケースとして、稗田議員が抱えている困難さは何なのかというところを少しでもクリアできる施策というか、仕組みですか、そういったものを議会として検討していくのもすごく重要ではないかと思いましたが、そのようなことも議会改革なのか、働き方改革なのか、よくわかりませんが、テーマとして具体的に上げられないかなと思って、ちょっと意見をさせていただきます。

○【高柳貴美代委員長】 それでは、ただいまの上村委員の意見を皆さんに聞いていただきましたの

で、その件に関しましても、各会派、交渉団体でお持ち帰りいただきまして、どのような意見が出るかを、また次回、検討していただきたいと思いますので、協議のほうをよろしくお願いいたします。



○【高柳貴美代委員長】 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を散会とさせていただきます。

午前11時54分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年2月20日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代